

藤沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成 年 月

神奈川県

一序一

■ 都市計画区域マスターplanとは

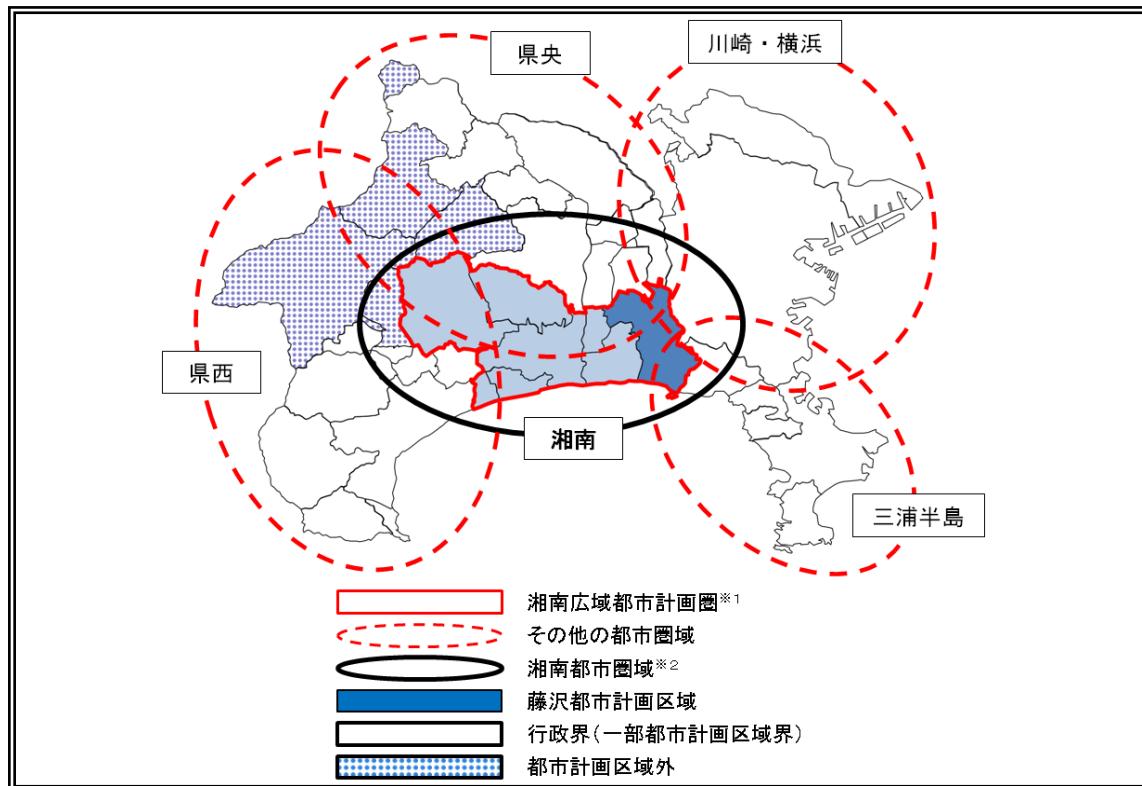
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスターplan」という。)は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、広域的な見地から、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものである。

都市計画区域マスターplanは、広域的な土地利用、都市施設等について、将来のおおむねの配置、規模等を示すもので、都市計画区域について定められる個々の都市計画は、都市計画区域マスターplanが示す都市の将来像及びその実現に向けた大きな道筋との間で齟齬がないよう定めることになる。

本県では、清川村を除く19市13町に31の都市計画区域を指定しており、また、土地利用、流域等の自然的条件、通勤・通学や商圈等の生活圏、交通ネットワーク等を踏まえ、複数の都市計画区域からなる5つの広域都市計画圏を設定している。

藤沢都市計画区域は、藤沢市の行政区域を範囲としており、県土の中央南部に位置する湘南広域都市計画圏の一部を構成している。

なお、本県における都市計画区域は、おおむね行政区に等しく定めているが、隣接・近隣する都市計画区域や行政区等の広域的な課題に対応するため、第1章では、都市計画区域外を含む県全域を5つに分割した各都市圏域の都市づくりの方針等を定め、第2章では、各都市計画区域における方針等を定めている。



※1 湘南広域都市計画圏は、5市3町(平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町及び二宮町)の都市計画区域で構成されている。

※2 湘南都市圏域は、5市3町(平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町及び二宮町)の行政区域で構成されている。

第1章 湘南都市圏域の都市計画の方針

1 県全域における基本方針

(1) 都市づくりの基本方向

① 県土・都市像

本県は、2025(平成 37)年を展望した県土・都市像を『地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ』とし、県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる、活動の場にふさわしい機能と空間を備えた県土・都市づくりを目指す。

県土・都市像の実現にあたっては、「環境共生」と「自立と連携」の2つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開する。

その際、少子高齢化の進行や将来の人口減少社会の到来などに備え、従来の「開発基調・量的拡大」から「質的向上・県土の利用と保全」を重視する方向へと転換し、地域の個性を生かし、社会経済の動向や環境・生活の質の向上に配慮し、選択と集中による社会資本整備、既存ストック※の有効活用、都市づくり関連制度の積極的な運用等の“都市を運営していく”といった観点から進めることで、次の世代に引き継げる持続可能な県土・都市づくりを実現する。

特に、東日本大震災等大規模な災害を踏まえ、これからの中長期的な新たな課題として、「大規模災害からいのちを守る都市づくり」を加え、防災力と減災力を高める取組を強化する。



※ 既存ストック：これまで整備された施設等、現在に蓄積された資源のこと。

② 「環境共生」の方向性

県土の土地利用状況などを踏まえ、3つのゾーン（複合市街地ゾーン、環境調和ゾーン及び自然的環境保全ゾーン）と「水とみどりのネットワーク」を設定する。

ゾーンごとに環境共生の方向性を定めることで、それぞれの特性に応じ、都市環境と自然的環境が調和したメリハリのある県土の形成を図る。

③ 「自立と連携」の方向性

県土や都市圏域の自立的な発展をリードする拠点を位置づけ、県内外の連携や、自立した地域の機能を支えあう地域間連携を促進するため、連携軸を設定する。

それぞれの都市圏域では、地域の特性を生かして地域力を高めることで、個性的で自立的な発展を図るとともに、県外や都市圏域相互における人、モノ及び情報の円滑な連携を支えるネットワークの充実により、より魅力的で活力ある県土・都市づくりを進める。

（2）目標年次

2025（平成37）年とする。

(3) 都市計画の目標

「地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市「かながわ」を実現するために、選択と集中により効率的かつ効果的に都市基盤の充実・強化を図るとともに、総合的なネットワークの充実・強化を図り、自立と連携による活力ある県土の形成を目指す。

また、地形をはじめ、人、モノ及び情報の集積と流動状況や地域政策圏を踏まえた広域都市計画圏を設定し、広域的な課題への対応方針と将来の自立した都市づくりに向けた方針を共有する。

各広域都市計画圏では、地域の特性を生かし、人を引きつける魅力ある都市づくりを進めるとともに、県外や広域都市計画圏相互、拠点相互の人、モノ及び情報の円滑な流れを促す連携軸の整備・機能強化や京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区、さがみロボット産業特区、国家戦略特区といった新たな産業施策等との連携により、にぎわいのある利便性の高い活力ある都市づくりを目指すものとする。

2025(平成37)年を目標年次とする段階は、地域の活力維持を進めている段階にあることから、集約型都市構造^{※1}化の取組としては、具体的な都市計画制限による措置を講じる段階ではなく、まずは、広域的視点に基づく拠点を示し、その方向性を県民に広く知らしめて、都市機能の集約化により着実に進めていくこととする。

また、都市機能の集約化とあわせて、自然的環境と調和したゆとりある土地利用、地域資源や既存ストックの有効活用、再生可能エネルギーの導入による都市の低炭素化等、環境への負荷が少ない、環境と共生した持続可能な都市づくりを関連施策と連携しつつ推進するものとする。

さらに、大規模な地震による家屋等の倒壊や火災、最大クラスの津波による被害、突発的・局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害等の自然災害から、県民のいのちを守るため、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップ^{※2}等を今後の都市づくりに活用するとともに、自助・共助の取組と連携し、防災と減災を明確に意識した都市づくりを推進する。

※1 集約型都市構造： 人口減少や高齢社会に対応するため、人や公共公益施設等の都市構造を利便性の高い、基幹的な公共交通沿い等の地域に集約させた都市構造をいう。

なお、国土交通省は「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すこととし、改正都市再生特別措置法や国土のグランドデザイン2050等にこの考え方を反映している。

※2 ハザードマップ： 自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害拡大範囲及び被害程度、さらには、避難経路、避難場所等の情報が既存の地図上に図示されている。

2 湘南都市圏域における基本方針

(1) 都市づくりの目標

山なみをのぞみ、海と川が出会い、歴史を生かし文化を創造する都市づくり

湘南のなぎさや相模川、丹沢のやまなみの遠景などの自然資源や相模湾沿岸に広がる旧別荘などの歴史・文化的資源に恵まれた「湘南都市圏域」では、貴重な地域資源を広域的に保全・活用し、県土のうるおいの軸として育むとともに、広域的な交通基盤の整備と合わせた都市機能の集積などにより、地域の価値や魅力をいっそう高め、優れた環境と地域力を備えた都市づくりを目指す。

(2) 基本方向

湘南都市圏域は、湘南海岸のなぎさや丹沢大山のやまなみなどの特色を生かして、より強い地域ブランドを構築することが重要であり、相模湾や相模川沿いに点在する貴重な地域資源を連携させ、一体的に保全・活用することで、魅力ある景観や質の高い環境を形成していくことが必要である。

また、地域ブランドを積極的に活用しながら都市圏域内外での交流連携を活発化させるとともに、新たな生活文化や産業などを生み出す付加価値の高い都市づくりを進める必要がある。

さらに、大規模地震による津波や集中豪雨による洪水等に対して、その危険性と隣り合っているという現実を直視し、より減災を重視した都市づくりに取り組んでいくことが求められる。

(3) 「環境共生」の方針

① 地域ブランドを構築・発揮する魅力ある都市空間の形成 〈複合市街地ゾーン〉

ア 相模湾沿岸地域の旧別荘地などにみられる、低密度でみどり豊かなゆとりのある住宅地においては、風致地区や景観地区等によりその景観を保全するとともに、地区計画などにより敷地の細分化を防ぎ、建て替え時には防災上必要な道路空間を確保するなど、湘南の海に近接する良好な生活環境の維持・形成を図る。

イ 地域の拠点をはじめとする鉄道駅周辺に、住宅、商業・業務施設、公共公益施設などの都市機能を集約するとともに、郊外における市街地の拡大を抑制することで、中心市街地の利便性を高める。

ウ 大学や研究所などの集積を生かし、さらなる学術研究機関の立地誘導を進めるとともに、これらと連携した企業の研究開発や、新たな産業の創出などを行うことができる都市的環境の形成を図る。

エ 鉄道・バスなど環境に優しい公共交通機関や自転車を積極的に活用することで、交通渋滞の緩和を図るとともに、環境負荷の少ない交通体系の構築を目指す。

オ 山、川、海の連続性を踏まえた海岸侵食対策、海浜利用や周辺環境にも配慮した津波、高潮対策を進める。また、最大クラスの津波に対しては、自助・共助の取組と連携し、減災の考え方を基本とした逃げやすい市街地の形成を図る。

カ 境川、引地川など流域の都市化が進んだ河川において、河道や洪水調節施設の整備とあわせ、雨水貯留浸透施設の整備などの流域対策や、水害を軽減するためのソフト施策を促進する。

- キ 大規模地震による建築物の倒壊や火災の延焼を抑制するため、耐震診断、耐震改修、不燃化等を促進する。特に、災害拠点となる建築物、緊急輸送道路沿いの建築物、不特定多数の人が利用する建築物については、重点的に耐震化に取り組む。
- ク 内陸側においては、ゆとりある住環境を形成するとともに、既存の大学・研究機関の立地や工業団地などの産業集積、幹線道路の整備による広域連携の機能を生かして、京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区やさがみロボット産業特区などの産業振興施策と連携を図りながら、新たな企業の立地を誘導することで、産業活力のある市街地の形成を図る。
- ケ 既存の産業用地において、産業構造の転換などにより発生した企業跡地については、住宅などへの転換による土地利用の混在により、操業環境が悪化しないよう、地域の実情に応じ、用途地域の純化や地区計画などを活用することで、操業環境の維持、保全を図る。
- コ 大磯港などの港を拠点とした地域の個性ある発展のため、イベントなどの活動を通じ、港の資産を生かした地域の活性化や魅力の向上を図る。

② 海と山の魅力を融合させる土地利用 <環境調和ゾーン>

- ア 丹沢の「山」の魅力と湘南の「海」の魅力が接し、融合する地域として、新東名高速道路、厚木秦野道路(国道 246 号バイパス)などの新たな自動車専用道路については、周辺環境への影響に配慮しながら整備を進めるとともに、新設されるインターチェンジ周辺においては、計画的に産業用地を創出し、企業の集積を誘導する。
- イ 農林水産業の振興などの観点から、既存集落の活力や生活環境の維持が必要な場合には、周辺地域の市街化を促進しない範囲で、地区計画を用いた土地利用の整序誘導や、地域の実情に応じたモビリティの確保などを図る。
- ウ 畜産、施設園芸など、生産性の高い都市農業を活性化させるとともに、多様な担い手による耕作放棄地の解消や、都市と交流するふれあい農業を展開することで、農地の保全、活用を図る。
- エ 大磯丘陵や丹沢山地の麓などに広がるやまの辺の里地里山などの自然的環境は、人々にうるおいや憩いを与える貴重な地域資源として、所有者、地域住民、企業など多様な担い手により保全・再生を図るとともに、身近な自然とのふれあいの場や公園として活用を図る。

③ 新たな魅力を生み出す山や森林等の保全・活用 <自然的環境保全ゾーン>

- ア 丹沢大山の山なみのみどりは、「丹沢山麓景観域※」を形成し、人々を魅了するだけでなく、水や清涼な空気などを供給する重要な自然的資源である。このため、多様な生態系の維持や土砂災害などに対する防災機能の向上に配慮しながら、県民、企業との協働により保全を図る。
- イ 山から河川や里地里山などを経て海に至る豊かで多様な自然と、大山や江の島などの多彩な観光スポットに恵まれた本都市圏域の特徴を生かして、アクセスや回遊性の向上を図ることなどにより、周遊型・体験型の観光・レクリエーションの場としての活用を促進する。
- ※ 景観域： 「神奈川景観づくり基本方針」(平成 19 年 8 月策定)において、地域の特性を踏まえた目標景観像を共有するため、地勢等を踏まえて設定された地域区分のこと。

(4) 「自立と連携」の方針

① 自立に向けた都市づくり

ア 新たなゲート

(ア) 「南のゲート」では、東海道新幹線新駅誘致地区を中心とした環境共生モデル都市ツイ
ンシティを整備して、首都圏や全国との交流連携を実現するゲート機能を備えた新たな拠
点の形成を進め、環境と共生する湘南都市圏域へと導く。

イ 広域拠点

(ア) 「藤沢駅周辺」、「平塚駅周辺」及び「秦野駅周辺」では、それぞれの地域特性を活か
して、湘南広域都市計画圏全体の自立をけん引する拠点づくりを進める。

ウ 地域の拠点

(ア) 「湘南台駅周辺」、「辻堂駅周辺」、「茅ヶ崎駅周辺」、「伊勢原駅周辺」、「寒川駅
周辺」、「大磯駅周辺」及び「二宮駅周辺」では、湘南都市圏域全体の自立を支え、地域
における日常生活のニーズにきめ細かく対応する拠点づくりを進める。

エ 新たな地域の拠点

(ア) 「村岡・深沢地区」においては、JR藤沢駅～JR大船駅間の新駅設置に向けた取組と
新たな都市拠点の形成を進める。

② 連携による機能向上

ア 県土連携軸

(ア) 「南のゲート」を生かした全国との交流連携をインパクトとして都市圏域内外の経済・
産業を活性化させるため、南北方向の連携軸「相模軸」を構成する「JR相模線」の複線
化に取り組むことで、「北のゲート」との有機的な交流連携を図る。

(イ) 横浜方面との連携を強化するとともに、「南のゲート」による全国との交流連携を県土
の東西方向へと拡大させていくために、「横浜県央軸」を構成する「相鉄いずみ野線」の
延伸に取り組むとともに、「県央足柄軸」を構成する「新東名高速道路」及び「厚木秦野
道路(国道246号バイパス)」の整備、「相模湾軸」を構成する「新湘南バイパス」の整備
や「東海道貨物線」の本格的な旅客線化などに取り組む。

(ウ) 横浜方面との交流連携を強化するとともに、広域拠点「藤沢駅周辺」における交通渋滞
の緩和を図るため、「横浜藤沢軸」を構成する「(都)横浜藤沢線」の整備を進める。

(5) 将来都市構造(イメージ図)



| 凡 例 | <環境共生> | | <自立と連携> | |
|-----|------------|------------|---------|-------|
| | 複合市街地ゾーン | 環境調和ゾーン | 広域拠点 | 県土連携軸 |
| | 複合市街地ゾーン | 環境調和ゾーン | 広域拠点 | 県土連携軸 |
| | 環境調和ゾーン | 自然的環境保全ゾーン | 新たなるゲート | |
| | 自然的環境保全ゾーン | | 地域の拠点 | |

第2章 藤沢都市計画区域の都市計画の方針

1 都市計画区域における都市計画の目標

(1) 都市計画区域の範囲

本区域の範囲は、次のとおり藤沢市の全域である。

| 都市計画区域の名称 | 市町名 | 範囲 |
|-----------|-----|-----------------------|
| 藤沢都市計画区域 | 藤沢市 | 行政区域の全域 (地先公有水面含む) |

(2) 都市計画区域の都市づくりの目標

本区域の将来都市像「自立するネットワーク都市」を実現するため、これまで市民共有の財産として蓄積してきた都市基盤や都市機能等の上にたち、成熟社会にふさわしいより質の高い都市の形成を目指として、次の6つの基本方針により都市づくりを進めるものとする。

- ① 13地区別まちづくり
- ② 活力を生み出す都市づくり
- ③ 低炭素社会構築にむけた都市づくり
- ④ 災害に強く安全な都市づくり
- ⑤ 美しさに満ちた都市づくり
- ⑥ 広域的に連携するネットワークづくり

(3) 地域毎の市街地像

本区域における地域毎の市街地像は、それぞれの地域の立地特性を踏まえ、次のとおりとする。

① 片瀬地区

地域の歴史や湘南の自然環境を活かした、首都圏有数の広域海洋リゾート・レクリエーション拠点として、片瀬・江の島の観光交流機能の充実をはかりつつ、日常の住民のくらしが息づき、共存する地区をめざす。

② 鵠沼地区

自然や公共交通に恵まれた環境のもと、住宅地におけるゆとりある風致の維持と安心・安全の向上を進めると共に、本市の中心市街地や、東海道線沿いの産業系土地利用等、多様なまちが共存し、海・川・緑の自然に恵まれた格調のある鵠沼の居住環境を次世代に残せる地区をめざす。

③ 辻堂地区

湘南海岸に面し水と緑が豊かな環境のもと、平坦な地形を活かし、ユニバーサルデザインに配慮した地区をめざす。

④ 村岡地区

歴史・自然・産業等の地域の豊かな資源を活かしながら、安心して快適にくらし、働き続けられる地区をめざす。

⑤ 藤沢地区

これまで育んできた歴史・文化・自然を身近に感じながら、利便性と活気、あるいはくらしやすさ等多様性のある地区をめざす。

⑥ 明治地区

新しい都市拠点と既存の商店街が共存し、住む人、働く人がくらしやすく、楽しめる地区をめざす。

⑦ 湘南大庭地区

当初の開発計画に従い、今まで形成されてきた質の高い生活環境の維持・保全、さらなる質の向上をはかるため、市民が主体となった地区をめざす。

⑧ 善行地区

豊かな自然と優れた眺望を活かし、緑と水につつまれた閑静な住宅地の整備をめざすとともに、自然と人と文化・歴史、産業等がうまく調和し、交流のある地区をめざす。

⑨ 六会地区

地区内に立地する大学や高校等文教施設との協働のもと、恵まれた豊かな自然環境を活かし、誰もが安心して住むことのできる地区をめざす。

⑩ 湘南台地区

計画的に整備された市街地とともに、地区の骨格である境川・引地川と湘南台駅を中心に地区全体の水と緑のネットワークを形成し、地区東西の一体感や都市的空間と自然的空間の連携・融合のもと、活力、やすらぎ、文化があふれる地区をめざす。

⑪ 長後地区

長後駅周辺を地区の中心として、これまで地区を育んできた歴史・文化を継承し、また、近隣市等のターミナルとしての充実を図るとともに、地区の骨格をなす河川や農地・緑地等自然的環境を維持・保全し、歴史と自然、活力があふれる一体的な繋がりのある地区をめざす。

⑫ 遠藤地区

「健康と文化の森」を中心とした新たな都市環境を形成し、魅力あるまちの創造を目標に、周辺都市や地域との連携を強化し、公共交通導入の実現によりまちのにぎわいと活気のある地区をめざす。

⑬ 御所見地区

良好な田園環境の維持とくらしやすさの向上を目標に、全国への繋がる広域交通の更なる連携向上を活かした活気と活力ある地区をめざす。

⑭ 新市街地ゾーン

本区域北部においては、企業等の計画的な誘導を図るとともに、産業業務施設集積地の整備について、農林漁業との調整を図りながら、検討を行っていく。

本区域西北部においては、新たな都市環境を形成するため、住宅地及び産業業務施設集積地の整備について、農林漁業との調整を図りながら、検討を行っていく。

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の有無

本区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第7条第1項第1号イの規定に基づき、区域区分を定めるものとする。

(2) 区域区分の方針

① 市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべきおおむねの人口及び産業の規模

ア 人口の推計

本区域の将来における人口の推計を次のとおり想定する。

| 年 次 区 分 | 平成 22 年 | 平成 37 年 |
|------------|----------|-------------|
| 都市計画区域内人口 | 約 410 千人 | おおむね 423 千人 |
| 市街化区域内人口 | 約 389 千人 | おおむね 402 千人 |

平成 37 年の都市計画区域内人口については、平成 26 年 3 月に示された「社会環境の変化に伴う課題について」(神奈川県総合計画審議会計画推進評価部会)における地域政策圏別の推計人口や国立社会保障・人口問題研究所の推計人口等を踏まえ、平成 22 年の国勢調査データを基に推計を行った。なお、市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

イ 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

| 年 次 区 分 | 平成 22 年 | 平成 37 年 |
|------------|---------|--------------------------|
| 生産規模 | 工業出荷額 | 10,709 億円 |
| | 卸小売販売額 | おおむね 7,254 億円 |
| 就業構造 | 第一次産業 | 2.0 千人 (1.1%) |
| | 第二次産業 | 42.8 千人 (24.0%) |
| | 第三次産業 | 133.3 千人 (74.9%) |
| | | おおむね 1.8 千人 (1.0%) |
| | | おおむね 34.8 千人 (19.7%) |
| | | おおむね 140.4 千人 (79.3%) |

平成 37 年の工業出荷額については、本県の平成 22 年から平成 24 年までの工業統計調査における製造品出荷額の伸びの実績を基に推計を行った。

平成 22 年及び平成 37 年の卸小売販売額については、本県の平成 14 年から平成 19 年までの商業統計調査における年間商品販売額の伸びの実績を基に推計を行った。

② 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通し、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成 22 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し平成 37 年までに優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域の規模を次のとおり想定する。

| 年 次 | 平成 37 年 |
|---------|--------------|
| 市街化区域面積 | おおむね 4,754ha |

市街化区域面積は、保留フレームを含まないものとする。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

ア 商業・業務地

(ア) 抱点商業・業務地

都市拠点のうちJR東海道線の駅周辺等を抱点商業・業務地として位置づけ、その充実を図る。

- ・ 藤沢駅周辺地区においては、行政サービス機能や商業機能のこれまでの集積を生かして、市域及び広域における抱点的な商業・業務地として都心機能の充実を図る。

また、にぎわいを創出するため、この地区にふさわしい用途の利便の増進等の充実を図る。

さらに、建物の機能更新の際には、藤沢都心部の再生をけん引するような機能集積や都市拠点としての一体的な都市空間の誘導を図る。

- ・ 辻堂駅周辺地区においては、公共サービス、教育・文化機能及び生活支援サービス施設の集積された、地域の拠点として位置づける。周辺地域への交通ターミナルとしての位置づけを維持していく。
- ・ 湘南台駅周辺地区においては、横浜市営地下鉄1号線、相模鉄道いずみ野線の乗り入れにより拠点機能が充実しており、本区域北部における抱点商業・業務地として位置づけ、充実を図る。
- ・ 健康と文化の森地区においては、豊かな自然や田園空間を背景に、大学や研究所の集積による学術研究機能を核とし、周辺地域農業など地域の強みを活かしさまざまな主体が連携し、地域の活力が創造される都市拠点として位置づけ充実を図る。
- ・ (仮称)村岡新駅周辺地区においては、広域交流を育む拠点の形成とともに、身近な商業サービス機能、コミュニティ機能、研究開発機能、業務機能等の新たな地域の拠点として位置づけ、充実を図る。

(イ) 地区中心商業地

地域の拠点を担う鉄道駅周辺等を地区中心商業地として位置づけ、充実を図る。

(ウ) 近隣商業地

善行駅等のその他の私鉄各駅周辺や湘南大庭地区、藤沢地区の国道467号、中学通り線沿道等を、周辺住民に対し利便性の高い商業地として位置づけ、充実を図る。

(エ) 観光商業地

江の島を含む片瀬地区においては、リゾート・レクリエーション拠点として位置づけ、片瀬漁港と併せ海岸文化を創出すべき地区として充実を図る。

また、首都圏の観光地としての継続的な発展と、湘南地域のさらなる活力創出に向けて、湘南江の島の地域資源を活かした、自然と歴史、海辺や街並みなど多彩な魅力が織りなすまちとなるよう充実を図る。

イ 工業・流通業務地

- (ア) 桐原工業団地を中心とする本区域北部の工業地及び善行地区中部の工業地においては、今後とも都市基盤の充実した良好な工業環境の維持を図る。
- (イ) J R 東海道本線沿線に立地する南部の工業地においては、土地利用の混在防止を図り、周辺地区の環境と調和する工業地として充実を図る。
- (ウ) 善行地区稻荷の地方卸売市場においては、市民の日常生活に欠かせない生鮮食料品の安定供給と、円滑な流通を確保するため、卸売の中核的拠点として位置づけ、維持を図る。
- (エ) 六会地区石川の藤沢卸売団地においては、市民に安定した日常物資の供給を行うための拠点として位置づけ、維持を図る。
- (オ) 新産業の森地区においては、(仮称)綾瀬スマートインターチェンジの整備を見据え、産業交流を導く新たな産業の集積地として位置づけ、計画的な土地利用の誘導を図る。

ウ 住宅地

- (ア) 本区域南部の片瀬地区、鵠沼地区及び辻堂地区においては、比較的低層低密で閑静な住宅地として土地利用が図られており、今後ともその居住環境の維持を図る。
- (イ) 本区域中部及び北部の小田急江ノ島線各駅を中心として広がる住宅地、並びに湘南大庭地区及び村岡地区の住宅地についても、戸建住宅を中心とする良好な生活環境の形成に向け維持を図るとともに、未整備区域においては整備を進める。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

ア 商業・業務地

藤沢駅周辺地区、辻堂駅周辺地区、長後駅周辺地区、湘南台駅周辺地区、片瀬江ノ島駅周辺地区及び(仮称)村岡新駅周辺地区の商業・業務地については、土地利用の状況、道路、広場等都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、建物の更新、共同化等にあわせて道路や広場等のオープンスペースの一体的整備に配慮しつつ適正な範囲で高密度利用を図る。

上記以外の商業・業務地については、中密度利用を図る。

イ 工業・流通業務地

本区域内の工業・流通業務地は低中密度利用とする。

ウ 住宅地

- (ア) 本区域内の住宅地については、日照、採光や緑に恵まれた良好な居住環境を確保するため低密度利用を基本とする。
ただし、湘南大庭地区内の中高層住宅地や善行地区、藤が岡地区、辻堂西海岸地区の辻堂団地等の公団住宅地等の既存の集合住宅については、住棟空間にゆとりのある優れた居住環境を形成する中密度利用を図る。
- (イ) 藤沢駅周辺の商業地に隣接した既成住宅地、鵠沼地区鵠沼神明のJ R 東海道本線北側住宅地、辻堂駅北側の国道1号沿い住宅地、善行地区亀井野団地周辺住宅地及び北部の工業地に隣接した住宅地等においては、中密度の住宅地として生活環境の向上を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

ア 適切な土地利用の実現、良好な居住環境の整備改善、維持保全に関すること

国道1号以南の海岸までの一帯、本区域北部方面の小田急線沿線一帯及び西部のライフタウン周辺という現在の配置を基本とする。

また、土地区画整理事業を基本とした新たな住宅地整備の推進により、都市施設や学校等公共公益施設の適正配置、水や緑の保全が図られた戸建住宅を中心とした良好な住宅地形成を進める。

イ 既成住宅市街地の更新、整備に関すること

既成住宅市街地の計画的再生・再編の検討を行い、都市基盤施設の総合的・計画的な維持管理と長寿命化対策等により適切な施設更新を進める。

また、市街地の更新機会等における地区計画等の活用を進める。

ウ 新住宅市街地の開発に関すること

土地区画整理事業を基本とした新たな住宅地整備の推進により、都市施設や学校等公共公益施設の適正配置、水や緑の保全が図られた戸建住宅を中心とした良好な住宅地形成を進めること。

エ 集約型都市構造に関すること

公共交通の充実、歩行者や自転車の環境改善といった交通施策の取組と併せて、集約型都市構造への移行が円滑に行えるよう備える。

④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

ア 土地の高度利用に関する方針

鉄道主要駅周辺の商業地等においては、商業・業務機能や居住機能等の集積とともに、基盤施設の整備を進め、地区の特性に応じた土地の合理的な高度利用を図る。

また、中高層建築物の立地においても適正に誘導を図る。

イ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

(ア) 良好的な住環境を形成、維持すべき住宅地区においては、地区計画等の活用により居住環境に影響を及ぼす無秩序な用途混在の防止を図る。

(イ) 中心商業地における住商混在地区においては、土地の高度利用に合わせ建物の用途転換等良好な都市環境の確保に努め、各街区にふさわしい土地利用の適正化を図る。

(ウ) 住工混在地区においては、地区特性に応じた用途の転換、街区単位の用途の純化等土地利用調整を行い、都市環境の向上を図る。

(エ) 一定規模以上の既存工業地では、周辺環境との調和を図りながら、工業地として維持を図る。

(オ) 住居系用途地域においては、指定されている用途地域と実態の土地利用現況が異なる一定規模以上の地区は、長期的展望にたち、周辺環境との調和を図りながら適切な用途地域への見直しを行うことにより、良好な市街地環境の維持・保全を図る。

(カ) 辻堂駅北口地区については、再開発等促進区を定める地区計画を定め、都市拠点の形成に向けた商業・業務、工業、住宅等の複合的な土地利用への転換がおおむね図られたことから、市街地環境の保全に配慮しながら、計画的にその土地利用にふさわしい用途への転換を図る。

- (キ) 長後駅東口地区においては、土地区画整理事業により基盤整備が整ったことから、駅前地区にふさわしい良好な市街地を形成するため、周辺の土地利用の現況や動向を踏まえ、適切な用途地域への見直しを行うことにより土地利用の増進を図る。
- (ク) 村岡地区の(仮称)村岡新駅周辺については、旅客新駅の誘致や幹線道路等の都市施設整備を行うにあたっては、周辺環境と調和を図りながら、市街地整備等により土地利用の再編を図る。
- (ケ) 菖蒲沢・石川地区周辺においては、秋葉台公園をシンボルとし、周辺環境と調和を図りながら、市街地整備等により土地利用の再編の検討を図る。
- (コ) 市街地整備により、良好なまちが形成されている地区においては、地区計画等を利用し、適正な用途地域への見直しを行うことにより、土地利用の増進を図る。

ウ 居住環境の改善又は維持に関する方針

- (ア) 無秩序に宅地化が進行した既成市街地においては、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める一方、過密地にあっては日照、通風等の環境改善に配慮し、良好な住宅地の形成を図る。また、一部の街区においては、不燃化・高度利用を促進し、地域の特性に見合った良好な住宅地形成を図る。
- (イ) 地域特性と用途地域に応じて、日照や通風など住環境の維持・保全を行い、秩序ある良好な街並みの形成を図るため、高さに関して、適正な建築物の誘導を図る。

エ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- (ア) 市街化区域内の緑地、農地等は貴重なオープンスペースとして、また、防災機能や生態系維持の観点からも、保全・活用を図る。これらの緑地、農地等が都市的土地利用に転換される場合には、周辺土地利用との調和が図られるよう誘導する。
特に市街地に残る大規模な緑地は、貴重な自然景観地であることから、優先的な保全を図る。
- (イ) 長年にわたり育まれた自然的資源や歴史・文化資源などは地域の特性として保全・活用し、魅力あるまちづくりを図る。特に良好な風致を形成する地区においては、今後ともその維持・保全を図る。

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

新鮮で安全な農産物供給の場となる優良な農地は、農業振興地域への指定等農業振興施策により保全するとともに、農地を支える谷戸など周辺環境への配慮を図る。

イ 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

浸水等から都市を守るために、樹林地や農地等の保水・遊水機能が高い土地利用を保全・維持する。

ウ 自然環境の形成の観点から必要な保全に関する方針

(ア) 自然的環境が多くを占めている市街化調整区域は、生物多様性や健全な水循環を保全・形成するとともに、身近な自然環境体験・環境教育の場として、また、景観資源として、基本的には開発を抑制し、保全・活用を図る。保全にあたっては、農地や樹林地、河川・水辺等が水と緑のネットワークを形成できるよう、連携への配慮を図る。

(イ) 六会地区から大庭地区へと東西に繋がる斜面樹林地及び農地は、広範な可視領域を有する自然景観地としてとらえ、都市化を防止し、環境空間の整備・保全を図る。引地川流域に広がる自然的環境は、本区域を南北に縦貫する緑と水系の緑地帯として、整備・保全を図る。

(ウ) 健康の森については、周辺の都市機能との調整を図り、貴重な谷戸環境や緑地空間を保全しつつ、自然環境の再生、活用を進める。

エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

(ア) 本区域北部については、工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。

(イ) 本区域西北部については、住宅地及び工業地として、人口フレーム及び産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。

(ウ) 都市土地利用と農業的土地利用の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農村集落の活力の低下や自然環境の喪失などの課題がある若しくは課題が発生すると予測される地域については、あらかじめ区域を設定し、地区計画の活用により、農地や緑地等の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地利用を一体的に図っていくなど、地域の実情に応じた、きめ細かな土地利用の整序を図る。

(エ) 住宅市街地の開発やその他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域等については、周辺の市街化を促進しないなど周辺の土地利用と調和した良好な住環境等の創出を図るために地区計画の策定を行う。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 交通体系の整備・保全の方針

「自立するネットワーク都市」の具体化に向け、本区域内住民の内外にわたる自由な交流・連携を支えるとともに、活力を創造するべく、都市拠点間、都市機能相互間を結び、また広域と緊密に連携する交通体系の形成をめざす。

さらに、超高齢社会や地球環境問題等に対応するため、ユニバーサルデザインにより誰もが安心・安全に移動しやすい、低炭素型交通環境の形成をめざす。

また、環境と都市活力が共存する低炭素社会にふさわしい交通環境づくりに向け、ラダー型（梯子型）交通網の形成を目指すとともに、交通需要マネジメントの導入やマルチモーダルを促進し、環境に優しい交通基盤・交通手段の充実を図るものとする。

これらを実現するために本区域の交通体系は、次のような基本方針の基に整備や保全を進める。

ア 広域交通ネットワークへのアクセシビリティの改善

首都圏構造に組み込まれる一方、湘南広域都市圏の中核都市である本区域の立地特性を活かした都市機能集積に向け、課題となっている首都圏広域交通ネットワークや全国高速自動車道網や新幹線鉄道、空港へのアクセシビリティ向上を図る。

イ ラダー型交通体系の整備

鉄道及び主要な幹線道路のラダー型配置と整備により、都市拠点間を連絡する一方、近隣都市との連絡を強化し、区域内の均衡ある都市機能集積と交通利便性の向上を図る。

ウ 交通結節点整備の推進

本区域の都市拠点の鉄道駅等においては、必要に応じ、駅舎や駅前広場の改良を進める一方、これらのアクセス用幹線道路の整備も進める。また、あわせて需要や特性等を考慮し、実情に即した駐車場対策を進める。

エ モーダルシフトと公共交通不便地域の解消

本区域は鉄道利便性が比較的高いが、サービス圏域から外れる一部地域への鉄道等の延伸、導入のほか、バス網の充実等により、公共交通不便地域の解消と公共交通のモーダルシフトを促進し、自動車交通総量の抑制と環境負荷軽減を進める。また、公共交通機関及び関連施設のユニバーサル化を進め、誰もが安心・安全に移動しやすい施設整備をめざす。

オ 良好的な交通ネットワークの形成

都市計画道路等については、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、その優先度や配置、構造の検証等の見直しを行い、良好なネットワーク形成に資するように配置する。

カ 地域特性に応じた移動しやすい交通まちづくり

人口、地形、交通サービス状況、施設立地などの地域特性に応じ、誰もが移動しやすい交通体系の構築を進める。

キ 災害に強い交通まちづくり

避難路として有効な道路ネットワークの形成を図るため、都市計画道路等の整備を進める。また、既存の交通施設の耐震化など災害に強い交通環境づくりを進める。

② 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域がおかれている地理的、社会的条件により、区域外からの通過交通や観光関連交通の円滑な処理と、都市拠点間を相互に連絡し、都市機能集積を進めるため、また、首都圏や全国交通へのアクセシビリティ向上、災害に強い交通まちづくりを図るため、自動車専用道路、主要幹線道路及び幹線道路等からなるラダー型の交通ネットワークを構成する。

そのため、自動車専用道路として、本区域北部の武相幹線は計画の具体化を図るとともに、本区域南部に1・4・1 横浜湘南道路(首都圏中央連絡自動車道)を配置する。

主要幹線道路として、3・3・1 国道 134 号線、3・3・2 横浜藤沢線、3・3・4 藤沢厚木線、3・3・7 横浜伊勢原線、3・3・8 高倉遠藤線、3・3・9 遠藤宮原線、3・4・1 国道 1 号線、3・4・2 藤沢町田線、3・5・1 戸塚茅ヶ崎線、3・5・2 鎌倉片瀬藤沢線、県道 45 号(丸子中山茅ヶ崎)等を配置する。

また、幹線道路として、3・3・3 石川下土棚線、3・3・6 辻堂駅遠藤線、3・4・3 藤沢鎌倉線、3・4・7 亀井野二本松線、3・4・10 大庭城下線、3・4・11 藤沢寒川線、3・5・3 小袋谷藤沢線、3・5・5 辻堂停車場辻堂線、3・5・9 鶴沼奥田線、3・5・10 鶴沼海岸線、3・5・16 藤沢村岡線、3・5・23 高山羽鳥線及び3・5・28 上谷台山王添線等を配置し、(仮称)遠藤葛原線は計画の具体化を図る。

歩行者と自転車のための専用交通空間として、また、市街地内の快適なオープンスペースとして、自転車歩行者専用道路及び歩行者等専用道路を適宜配置する。

イ 都市高速鉄道等

相模鉄道いずみ野線の JR 相模線方面への延伸については、計画の具体化を図り、鉄道を利用するにあたり不便な地域の縮小を目指すほか、辻堂駅から湘南ライフタウンを経由し、健康と文化の森地区に至る(仮称)新南北軸線への新たな交通システム導入の計画の具体化を図る。また、大船～藤沢駅間における(仮称)村岡新駅周辺地区は、旅客新駅の誘致について、計画の具体化を図る。

ウ 駅前広場

交通結節点において、交通機関相互の連絡を改善強化するとともに、良好な都市景観や安全で快適な空間を確保するために、鉄道各駅の駅舎改良等が必要な場合は、改良の規模に応じ、既存駅前広場の再整備に努める。

エ 駐車場

JR 各駅周辺地区においては、都市活動支援の中核的施設の駐車場を、需給動向を見極め公共と民間の役割分担のもと配置するほか、既存ストックの有効活用を図る。また、駅端末交通手段としての二輪需要に対応するため、自転車駐車場を配置する。

オ 港湾

臨港地区として指定されている湘南港については、各分区に応じた土地利用規制を引き続き行うことで適切に港湾機能の維持保全を図る。

③ 主要な施設の整備目標

ア 整備水準の目標

道路網については、将来的にはおおむね $3.5\text{km}/\text{km}^2$ となることを目標として整備を進める。

イ おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

| 交通施設の種類 | 交通施設の名称 |
|---------|---|
| 自動車専用道路 | 1・4・1 横浜湘南道路(首都圏中央連絡自動車道) |
| 主要幹線道路 | 3・3・2 横浜藤沢線 3・3・4 藤沢厚木線 3・3・8 高倉遠藤線 3・3・9 遠藤宮原線 3・5・27 高倉下長後線 |

おおむね 10 年以内に都市計画を定める施設、着手予定、整備中及び供用する施設を含む。

(2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 下水道及び河川の整備・保全の方針

ア 下水道

公共下水道においては、都市の健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全並びに浸水被害を防除するため、河川整備との連携を図りながら、引き続き下水道整備を進める。

また、流域関連公共下水道においては、都市の健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全並びに浸水被害を防除するため、河川整備との連携を図るとともに、引き続き相模川流域別下水道整備総合計画との整合を図りながら、下水道整備を進める。

既存の施設については、適時適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、耐震化対策を進める。また、老朽化した施設については、改築等により機能更新を図る。

イ 河川

河川については、都市の安全性を高めるため、河川整備や適切な維持管理により、治水機能の向上等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりを推進する。

また、特定都市河川流域については、河川、下水道及び流域の自治体が一体となって浸水被害対策を図り、総合治水対策に取り組む流域については、河川及び流域の自治体が一体となって浸水被害対策に努める。

② 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

本区域の公共下水道については、適正に施設を配置し下水道の整備を進める。また、相模川流域関連公共下水道については、相模川流域下水道との整合を図りながら、適正に施設を配置し下水道の整備を進める。

イ 河川

二級河川境川、引地川、柏尾川及び蓼川については、河川整備計画及び流域水害対策計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。

一級河川目久尻川については、河川の整備計画及び流域整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。

一級河川小出川については、河川の整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。

③ 主要な施設の整備目標

ア 整備水準の目標

(ア) 下水道

おおむね 20 年間を計画期間として、下水道の都市計画を定めた区域全域の整備を進め、整備済みの区域については、管理の改善・効率化に努める。

(イ) 河川

一級河川小出川、目久尻川については、時間雨量 50mm、二級河川境川、引地川、柏尾川及び蓼川については、時間雨量おおむね 60mm の降雨に対応できるよう、河川整備や適切な維持管理を行う。

イ おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

(ア) 下水道

本区域の公共下水道については、引き続き市街化区域内の未整備区域の整備を進める。

また、老朽化した施設については、適切な維持管理に努めるため、改築及び耐震化等による機能更新を図り、合流式下水道においては、公共用水域への汚濁負荷の削減に努める。

さらに、雨天時における浸水被害の軽減を図るため、貯留浸透施設の整備を進める。

相模川流域関連公共下水道については、相模川流域下水道との整合をはかりながら、引き続き市街化区域内の未整備区域の整備を行う。

(イ) 河川

一級河川小出川、二級河川境川、引地川及び柏尾川については、河川整備計画に基づき、護岸や遊水地等の整備を行う。

一級河川目久尻川については、河川の整備計画に基づき、護岸の整備を行う。

二級河川蓼川については、河川の整備計画に基づき、護岸の整備を行う。

(2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① その他の都市施設の整備・保全の方針

健康で文化的な都市生活及び機能的都市活動の向上を図るため、市街化区域における人口動態及び市民ライフスタイルの変化並びに産業の発展等について長期的展望に立ち、ごみ処理施設等の整備を図る。また、省資源・省エネルギー型の施設整備を図るとともに、再生可能エネルギーや未利用エネルギーなどの有効活用に努める。

なお、既存の施設については、適時適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、耐震化対策を進める。また、老朽化した施設については、改築等により機能更新を図る。

② 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設等

近隣市町(湘南東ブロック地域)における広域化計画(広域連携による計画)に基づき、ごみ処理施設を配置する。

イ 卸売市場

卸売市場においては、施設を運営していくために必要な交通が、多く見込まれることから、良好な操業環境の維持・保全を図るため、基盤整備の充実した地域に配置する。また、施設の管理状況を踏まえ、必要に応じて、都市計画施設としての位置づけの見直しを図る。

ウ 汚物処理場

汚物処理場においては、周辺への影響の少ない区域に立地している必要があるため、工業専用地域に指定された地域に配置する。今後も周辺環境との調和を図りながら、引き続き、維持・保全を図る。

エ 火葬場

火葬場においては、周辺の環境の調和に配慮した緑豊かな自然に囲まれた地域に配置する。周辺環境と調和を図りながら、現在の火葬場としての機能を有する範囲の保全を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、国道1号をほぼ境とする以南の地域及び長後・御所見地区の中心市街地等の比較的古くより市街化が進行した地域と、善行・六会・湘南台・遠藤地区等の土地区画整理事業等により近年になって市街化形成が図られた地域に大分され、併せて第二・三次産業の集積、発展も高度に進んでいる。

一方、旧来からの市街地形成を呈している既成市街地の多くにおいては、商業・業務機能等の集積による都市活動の高まりに対し都市基盤整備が立ち遅れ、交通渋滞や居住環境の悪化等の問題が生じてきている。

このような状況を踏まえ、本区域においては次の基本方針により、計画的な市街地整備を進めていくものとする。

ア 中心市街地においては、都市機能の確保・回復と併せ商業・業務活動の活性化、居住環境の確保に向けた土地の合理的高度利用を進めるとともに、幹線道路、駅前広場等の都市基盤の充実を図る。

イ 周辺市街地においては、土地区画整理事業等の面的整備を今後とも進めていくとともに、地域・地区間の連携を強化するための幹線道路、公共交通機関等の整備・充実を図る。

ウ 市街化進行地域では、無秩序な市街化を抑制し、居住環境を重視した市街地の形成に向け、市街化区域内に残る未利用地について土地区画整理事業等による計画的な面的整備を行うとともに、地区計画制度の導入により宅地の有効的利用増進を図る。

エ 新市街地においては、土地区画整理事業等の面的整備事業により計画的な市街地の整備を図るとともに、地区計画制度の導入により宅地の有効的利用促進を図る。

オ 市街地整備を予定している区域のうち、長期間事業に着手していない地区においては、根幹的公共施設の整備に重点を置き、事業区域の見直しを図る等、地域の実情に応じた公共施設整備手法の検討を進める。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施することを予定している主要な事業は、次のとおりとする。

| 事業の種類 | 地区の名称 |
|----------|--|
| 土地区画整理事業 | 柄沢特定 北部第二(三地区) 羽鳥一丁目地区 (仮称)村岡新駅周辺地区 |

おおむね10年以内に都市計画を定める地区、着手予定、施行中及び完成を予定する事業を含む。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針

ア 本区域は、区域中央を南北に貫流する引地川と境川、本区域南部の海浜景観を形成する湘南海岸、六会地区から大庭地区へ東西に繋がる本区域中央部の農地や樹林地を、次世代へ引き継ぐ資産として緑の構造の基本となる骨格に位置づけ、保全・継承する。

この骨格に河川沿いの緑や台地の崖線の斜面緑地、本区域西北部の緑や主要な都市公園を結び、公園・緑地、特別緑地保全地区などの均衡のとれた配置を行うとともに、ビオトープネットワークや隣接する市町などの緑のネットワークの視点にも配慮した配置を行い、本区域の緑の骨格を形成する。

イ 長期にわたり事業に着手していない都市計画公園・緑地については、社会情勢等を勘案しつつ、見直しを進め、身近な公園への未到達区域の解消をめざし、公園・緑地の整備に努める。

ウ 自然が有する機能・魅力を生かした都市づくりに向けて、自然環境の保全・創造に努めるとともに、多様な生物の生息環境に配慮する等、自然と共生した都市整備を進めるものとする。また、環境負荷軽減を図ったまちづくりや環境アセスメントの適宜実施等により、自然や地球環境との共生を図る。

特に、多くの人々が訪れ親しまれている海沿いでは、貴重な自然資源をこれからも楽しめるよう、保全・活用を進める。西北部地域では、公共交通を充実しながら、貴重な自然・田園環境と居住環境等が調和した、都市機能の集約化に向けてクラスター型のまちづくりを進める。

植物による二酸化炭素の吸収、固定効果など温室効果ガスの吸収源としての機能による地球温暖化防止のため、緑地の保全を図る。

② 主要な緑地の配置の方針

ア 環境保全系統の配置の方針

(ア) 引地川、境川及び幹線道路の緑化等により、風の道を形成することで市街地のヒートアイランド現象の緩和を図る。

(イ) 湿地帯、水田地帯、市街地の樹林地及び市街地周辺の里山等は生物多様性の観点から、一体的な保全を図る。また、生きものの移動空間として重要な河川や緑化された道路等、ネットワークとなる緑を配置する。

(ウ) 自然の水循環を支える緑については、ヒートアイランド現象の緩和や生きものの生息環境の確保の観点から、保全に努める。

イ レクリエーション系統の配置の方針

(ア) 市民が日常的に利用できる範囲(居住地から半径 250m以内)に公園などのレクリエーションの場となる緑を1箇所以上配置することに努める。

(イ) 豊かな自然の残る樹林地や谷戸においては、保全していくことを前提に、自然観察や自然との触れ合いの場としての利用について検討する。

(ウ) 片瀬海岸西浜から茅ヶ崎市境まで続く湘南海岸公園においては、広域的なレクリエーションの緑として配置し、さらなる魅力の向上について検討する。

ウ 防災系統の配置の方針

- (ア) 災害時の一時避難場所として活用できる住区基幹公園を、身近な公園が不足している地域を中心に配置する。また、防災機能の充実した公園を確保するとともに、広域避難場所に指定されている公園については、災害応急対策施設の設置などにより、機能の強化を図る。
- (イ) 主要な幹線道路を中心に延焼防止や安全な避難路の確保に資するよう、緑化に努める。
- (ウ) 引地川、境川への遊水地の設置により、水害防止を図るとともに、その上部については、オープンスペースとして、保全・活用を検討する。
- (エ) 市街地に残る農地は、公園などと同じく貴重なオープンスペースとして、総合的な防災空間として位置づけ、保全に努める。また、標高の高い樹林地についても、保全を検討する。

エ 景観構成系統の配置の方針

- (ア) 風致地区内及びその周辺一帯では、歴史と文化の薫る景観を形成するため、既存樹林の保全に努める。
- (イ) 引地川、境川沿いの斜面林、相模野台地の崖線の斜面林などは、本区域の自然景観を構成する重要な緑として保全に努める。
- (ウ) 鉄道駅周辺、幹線道路沿線及び商業施設など、多くの人が集まるエリアにおいては、良好な緑を確保することで、市街地景観の向上を図る。

オ 地域の特性に応じた配置の方針

本区域の緑の骨格となる引地川、境川の2つの南北軸及び本区域南部の海浜景観を形成する湘南海岸、六会地区から大庭地区へ東西に繋がる区域中央部の農地や樹林地により構成される2つの東西軸を中心に、区域全体に広がる緑の繋がりを強化するため、地域の特性等を考慮し公園や緑地等をバランスよく配置する。

③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

ア 樹林地の保全と活用

(ア) 風致地区

片瀬山、江の島、鵠沼、湘南海岸、太平台地区の指定を継続する。

(イ) 特別緑地保全地区

引地川、境川、城南地区の保全に加え、川名清水、石川丸山及び遠藤笹窪地区等の指定の検討を図る。

イ 農地の保全と活用

(ア) 生産緑地地区

優れた緑地機能等を有する市街化区域内農地の計画的な保全に向け、一定条件のもと追加を図る。

ウ 公園緑地等の整備

(ア) 住区基幹公園

徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができ、また、災害の防止等の各公園機能に資するよう誘致圏及び地域特性等を考慮しながら、街区公園、近隣公園、地区公園等を適正に配置する。

(イ) 都市基幹公園等

それぞれの利用目的に応じた機能を十分に発揮するとともに、都市における分布の均衡を図り、水と緑のネットワークの核となるように配置する。

(ウ) 特殊公園

南部海岸付近沿いの高台に、風致公園として7・4・1片瀬山公園を配置する。

(エ) 広域公園

9・6・1湘南海岸公園は、本区域の観光レクリエーションの核となる公園であり、さらなる魅力づくりを行う。

(オ) 緑地・緑道

本区域の南北軸として引地川緑地及び境川緑地を配置する。また、本区域に残る良好な樹林地のうち、自然的環境の保全や改善、都市景観の向上等が期待されるものについて、その樹林地の特性や周辺状況等を考慮し、保全を図る。

④ 主要な緑地の確保目標

ア 緑地の確保目標水準

おおむね 20 年後までに、都市計画区域の約 30% (約 2,103ha) を、風致地区や特別緑地保存地区などの地域地区、公園や施設緑地などの都市施設及び樹林地や農地などのその他の緑地により、緑のオープンスペースとして確保するものとする。

イ おおむね 10 年以内に指定することを予定する主要な地域地区、または整備することを予定する主要な公園緑地等

おおむね 10 年以内に指定することを予定している主要な地域地区、または整備することを予定している主要な公園緑地等は、次のとおりとする。

| 地域地区、公園緑地等の種別 | 地域地区、公園緑地等の名称 |
|------------------|-------------------------------|
| 地域地区 特別緑地保全地区 | 川名清水谷戸 石川丸山谷戸 遠藤笹窪谷(谷戸) |
| 公園緑地等 総合公園 | (仮称)境川遊水地公園 (仮称)下土棚遊水地公園 |
| 運動公園 | 6・5・2秋葉台公園 |
| 特殊公園 | 7・4・1片瀬山公園 |
| 緑地 | 4 引地川緑地 5 一色緑地 |

地域地区については、おおむね 10 年以内に都市計画決定、変更する地区を含む。また、公園緑地等については、おおむね 10 年以内に都市計画決定、変更、整備予定、整備中及び供用する施設を含む。

ウ 主な地域地区・公園緑地等の確保目標

主な地域地区・公園緑地等の確保目標面積(既指定分を含む)は、次のとおりとする。

| | |
|----------|-------|
| 風致地区 | 584ha |
| 特別緑地保全地区 | 105ha |
| 住区基幹公園 | 162ha |
| 都市基幹公園 | 75ha |
| 特殊公園 | 47ha |
| 広域公園 | 71ha |
| 緑地 | 89ha |

4 都市防災に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針等

① 基本方針

災害や事故、犯罪から市民の生命や財産を守り、安全に安心してくらせる都市の形成をめざす。

本区域は、首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域に指定された地域であり、また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域にも指定されているなど、地震、津波、浸水、がけ崩れ又は火災の延焼等による被害の発生が予測されることから、災害から市民の生命や財産を守り、安全に安心してくらせる都市の形成をめざすことが重要である。

そこで、高齢者・障害者等の区別なく、だれもが安心して居住することのできる、災害に強い都市づくりをめざして、「災害危険を軽減する都市空間の創造」、「災害を防御し安全な避難地、避難路を確保する都市構造の創造」及び「安全で快適な都市環境の創造」を図る。

なお、具体的な施策を進めるにあたっては、大規模災害からいのちを守るために、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップ等を土地利用、防災基盤施設、市街地整備といった今後の都市づくりに反映するとともに、自助・共助の取組と連携し、防災と減災を明確に意識した都市づくりを推進する。

防災、減災に向けては、浸水や震災、火災延焼の防止や津波等の被害の低減に向けた都市整備を、市民、事業者等と協働しながら進めるとともに、土地利用による規制・誘導を図る。また、災害時の円滑な避難、救助に向け、幹線道路や河川、緑地など、都市基盤施設の整備を進める。

防災上、安全な住環境形成に向け、幹線道路や公園緑地等を整備し、延焼遅延・阻止及び避難路・避難地の確保、バリアフリー化を図る。さらに、協働により、木造密集市街地等の解消、家屋の耐震化、沿道建築物の不燃化、計画的市街地の防災性の維持・向上等に努める。

② 都市防災のための施策の概要

ア 火災対策

安全で快適な居住環境を保全・創出するために、用途地域を適正に配置するとともに、災害危険を軽減する都市空間の創造に向け、都市の不燃化及び延焼の拡大防止に向けた土地利用の規制・誘導を促進する。

イ 地震対策

被災時に災害を拡大させず、安全に避難・救助ができる都市づくりに向け、避難路機能を確保するため整備を要する路線・避難地となる橋梁を含む主要な道路、公園・緑地等の整備と共に、その沿道もしくは近接地の既存施設の耐震化や耐火・耐震建築の促進、ライフラインの耐震・耐火性の確保を図る。

また、区域内の地形地質の性状等から、地震による揺れやすさ、液状化、斜面崩壊の被害想定の情報を提供することによって、住民の防災意識の向上を図り、適正な土地利用を誘導する。

ウ 浸水対策

河川整備と下水道整備の連携にあわせ、雨水流出量を抑制するため、流域対策として、公共施設等への雨水貯留浸透施設整備、各戸貯留・浸透対策及び開発に伴う雨水貯留浸透施設設置を推進し、総合的な浸水被害対策を図る。

エ 津波対策

海浜部では、背後地の土地利用計画と合わせ、最大クラスの津波に対して、減災の考え方を基本として、ハード施策とソフト施策の適切な組み合わせにより、避難を中心とした対策を図る。

津波災害に関する検討として、津波災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定の検討や津波避難施設及び防災施設の整備の検討を行う。

また、津波による被害を最小限に抑制するために、津波ハザードマップの配布・公表等により、平常時から津波防災意識の啓発を行う。

オ その他

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の情報を含め、自然災害のおそれのある地域における各種ハザードマップ等の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに避難体制の確立を図り、それらの情報を踏まえ、防災と減災を明確に意識した自然災害に強い都市づくりを推進する。